

表 144 精神科緊急医療条文別診察結果

神奈川県及び横浜市との三者協調事業として、精神科緊急医療を実施し、精神障害者またはその疑いのある者について、精神保健福祉法に規定された通報、申請、届出に対し、精神保健指定医が診察を行い、精神障害者への適切な医療と保護を行っている。

区 分	申請通報 届出件数	調査取下等により		診察実施件数診察結果						繰り越し
		診察不要	内病院 紹介	件数	措置入院	医療保 護入院	任意入院	入院外 診療	医療不要	
一般からの申請 (法第23条)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
警察官の通報 (法第24条)	129	41	-	88	62	13	1	8	4	-
検察官の通報 (法第25条)	9	5	-	4	3	1	-	-	-	-
保護観察所長の通報 (法第25条の2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設長の通報 (法第26条)	19	19	-	-	-	-	-	-	-	-
病院管理者の届出 (法第26条の2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療観察法に係る通報 (法第26条の3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長の職権診察 (法第27条第2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	158	66	-	92	65	14	1	8	4	-

資料：精神保健課